

介護職員処遇改善交付金申請受付中です！

ご存じですか？介護職員処遇改善交付金

事業者が介護職員の処遇改善（賃金UP）に活用する資金を交付します。

○制度の期間は平成21年10月から平成23年度末までの間です。

○平成21年12月中に申請すれば平成21年10月分から支給されます。

○制度終了後も、政府は、「平成24年度以降も、介護職員の処遇改善に取り組んでいく」との方針を示しています。（詳細は決まり次第お知らせします。）

○対象となる介護職員とは、他の職務に従事していても、介護職員として勤務していれば対象にできます。

○承認されれば、後の手続きは不要です。

毎月、国保連で交付額を計算し、介護報酬の支払い日に交付します。

申請手続きは簡単です！

【交付金の流れ】様式はホームページにあります。

○処遇改善計画書を作成

（処遇改善の内容を計画していただきます）



○職員に改善内容を周知



○県に提出



○毎月、介護報酬と同じ口座に交付

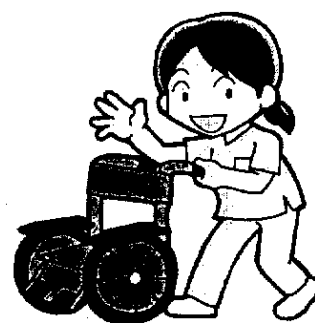


○職員の処遇改善を実施



○実績報告の提出

申請期限が迫っています。
お急ぎ下さい。



お問い合わせはこちらまで。

○ 処遇改善交付金ホームページ

(http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw18/hw18_000000080.html)

○ 兵庫県 健康福祉部 社会福祉局 高齢社会課 介護事業者係

Tel. 078-341-7711 内線 3107

ぜひこの制度を活用して職員の処遇改善を！